

アライアント国際大学・カリフォルニア臨床心理大学院日本校

個人情報保護規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用の拡大及び個人情報保護の重要性が増大していることにかんがみ、アライアント国際大学・カリフォルニア臨床心理大学院日本校（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存に関する大学及び教職員の責務を明らかにするとともに、学生、教職員等に自己に関わる個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、もって本学における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「個人情報」とは、本学が、教育、研究及び事務に関する業務（以下「本学の業務」という）にあたり取得し、又は作成したもののうち、当該情報により特定の個人が識別され、又は識別されうるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 本規程において「情報主体」とは、本学の学生等及び教職員その他現在及び過去において本学の業務遂行と関わりがあり又は関わりがあったすべての者をいう。

3 本規程において「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又はされ得る、生存する特定の個人をいう。

第3条（責務）

1 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、日本校の学生の個人情報に対して、米国の the Family Educational Rights and Privacy Act of 1974 (FERPA)、日本の個人情報保護法及び関係諸法令を遵守するとともに、個人情報を適切に取り扱うよう十分に配慮する。個人情報の取扱いに当たっては、情報主体の権利利益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 本学の教職員は、本規程及び本規程と関連する本学の他の規程等並びに関係法令を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする

3 前項に規定する教職員以外の者は、個人情報保護の重要性を認識し、本規程及び本規

程と関連する本学の他の規程等並びに関係法令を遵守するとともに、個人情報保護に関する本学の施策に協力しなければならない。

第4条（個人情報保護管理責任者）

- 1 本学は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は、次の者をこれに充てる。
 - (1) プログラムディレクター
 - (2) ユニバシティレジストラ
 - (3) HR ディレクター
- 2 管理責任者は、それぞれ所管する業務の範囲内における個人情報保護に関する権限と責任を掌握し、本学における個人情報の保護に関する業務を行う。
- 3 管理責任者は、自己に代わって前項の業務を処理する管理責任者補佐を選任するほか、同業務を処理するために必要な措置を講じることができる。

第2章 個人情報の取得、利用及び提供

第7条（利用目的の特定）

本学は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

第8条（利用目的による制限）

- 1 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。
- 3 前2項は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条（収集の制限）

個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項の調査を目的としてはならない。

第10条（取得に関する原則）

本学は、あらかじめ特定した利用目的を達成するために必要な限度の個人情報のみを、適法かつ公正な手段によって取得するものとする。

第11条（直接取得する場合）

本学は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接に当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

第12条（間接的に取得する場合）

前条に定める場合を除いて、本学は、個人情報を取得した場合は、情報主体の権利利益及びプライバシーを侵害することのないよう十分に留意するとともに、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

第13条（利用目的の変更）

- 1 本学は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で、利用目的を変更することができる。
- 2 本学は、前項の範囲を超えて、利用目的を変更してはならない。
- 3 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第14条（適用の除外）

第11条、第12条及び前条第3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力す

る必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第 15 条 (利用目的の通知請求)

- 1 本学が保有する個人情報（ただし、個人情報保護法第 2 条第 5 項に該当する「保有個人データ」に限る。以下、本条において同じ）について、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知を請求すること（以下、「利用目的通知請求」という）ができる。
- 2 前項に基づき本人から利用目的通知請求を受けたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、利用目的を通知しなければならない。
- 3 前項の請求を受けた場合であっても、次の各号に掲げる事由がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の利用目的の通知を行わないことができる。
 - (1) 当該本人が識別される個人情報の利用目的が明らかな場合
 - (2) 前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合
- 4 前項に基づき個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第 16 条 (正確性の確保)

本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

第 17 条 (安全管理措置)

- 1 本学は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、物理的ないし技術的な措置を講じなければならない。
- 2 本学は、教職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理が図られるよう、当該教職員に対して必要かつ適切な監督を行う。

第 18 条 (委託に伴う第三者提供)

- 1 本学は、本学が行うべき個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、本人の個別の同意なくして、委託に係る事務の処理に必要なかつ不可欠な範囲で、本学が保有する個人情報を当該第三者に対して提供することができる。
- 2 委託先となる第三者の選定に当たっては、本学は、当該第三者における個人情報の安全管理その他の個人情報の保護の実情を踏まえ、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重に判断・決定しなければならない。

- 3 第1項に基づき、本学が保有する個人情報を第三者に対して提供するに当たっては、本学は、当該第三者に対し、提供される個人情報の安全管理その他の個人情報の保護に関して当該第三者が遵守すべき事項又は講ずべき措置を、具体的に明らかにしなければならない。
- 4 前項のほか、本学は、当該第三者に対し、提供される個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第19条（再委託の禁止）

前条第1項に基づいて本学より個人情報の取扱いの委託を受けた第三者は、理由の如何を問わず、本学より委託を受けた業務の全部又は一部を、他人に委託することはできないものとする。ただし、本学の事前の許可を得た場合は、この限りではない。

第20条（第三者提供の制限）

本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、個人情報保護法第23条第1項各号ならびに同条第2項に定められている場合を除く。

第21条（第三者提供の適用除外）

次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、本規程においては、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合。ただし、この場合は、本学は、第18条第2項ないし第4項に定められた義務を負う。
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

第22条（第三者への提供の停止）

- 1 本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供の停止を請求すること（以下「第三者提供停止請求」という）ができる。
- 2 前項に基づき本人から第三者提供停止請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 警察、税務署、裁判所等、公的機関からの法令に基づく個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という）等に基づいて提供する場合
 - (2) 本学が法令に定められている義務を履行するために必要な場合
- 3 第1項の請求を受けた場合であっても、当該個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供の停止を行うことに困難な事情がある場合は、本学は、当該個人情報の第三者への提供の停止を行わないことができる。ただし、この場合には、本学は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとることを要する。
- 4 前項に基づき個人情報の全部又は一部について第三者への提供を停止したとき、又は、第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第3章 開示、訂正、利用停止、不服申立て等の請求

第23条（開示）

- 1 本学が保有する個人情報（ただし、個人情報保護法第2条第5項に該当する「保有個人データ」に限る。以下、本章において同じ）について、本人は、本学に対し、開示請求することができる。
- 2 前項に基づき本人から開示請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報を開示しなければならない。
- 3 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は、その情報の全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 4 前項に基づき個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第24条（開示の方法）

- 1 個人情報の開示は、当該記録文書の閲覧又は写しの交付をもって行う。この場合において、当該個人情報が磁気テープ、磁気ディスク等に記録されているときは、印字装置により出力したものを交付する。
- 2 前項に規定する方法による開示が困難であるときは、本学が適切と判断した他の方法により行うことができる。
- 3 第1項の規定により写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

第 25 条 (訂正等)

- 1 本学が保有する個人情報について、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないときは、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）を請求すること（以下「訂正等請求」という）ができる。
- 2 前項に基づき本人から訂正等請求を受けたときは、本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査の結果、当該個人情報の内容が事実でないことが判明したときは、本学は、直ちに、その内容の訂正等を行うものとする。
- 4 前項に基づき個人情報の全部又は一部の訂正等を行ったとき、又は、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第 26 条 (利用停止等)

- 1 本学が保有する個人情報について、次に掲げる事由があるときは、本人は、本学に対し、当該個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という）を請求すること（以下「利用停止等請求」という）ができる。
 - (1) 当該本人が識別される個人情報が、第 8 条の規定に違反して取り扱われているとき
 - (2) 当該本人が識別される個人情報が、第 10 条の規定に違反して取得されたものであるとき
- 2 前項に基づき本人から利用停止等請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、前項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事由が認められたときは、本学は、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行うものとする。
- 4 第 1 項各号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことに困難な事情がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の利用停止等を行わないことができる。ただし、この場合には、本学は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとることを要する。
- 5 第 3 項に基づき個人情報の全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は、利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第 27 条 (不服の申立て)

- 1 第 15 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条及び第 26 条の各第 1 項が定める各請求に基づいて本学が行った措置に不服がある者は、本学に対して不服の申立てを行うことができる。
- 2 前項に基づく不服申立てを受けたときは、本学は、速やかに、申立ての理由の有無について審理を行う。
- 3 本学は、審理のために必要があるときは、申立人、管理責任者、教職員、その他の関係者に対し、期日を定めて出頭を求め、意見の聴取を行い、期限を定めて自らの意見を記載した書面の提出を命じ、その他必要な処分を行うことができる。

第 4 章 措置

第 28 条 (苦情の処理)

- 1 本学は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 本学は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

第 29 条 (漏えい等の発生した場合の対処)

- 1 本学は、取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又はその発生が疑われるときは、速やかに事実関係を調査するとともに、その事実を当該本人に対して通知又は公表しなければならない。
- 2 前項の調査の結果、漏えい等の事実が判明したときは、本学は、その事態を收拾するために適切な措置を講じるものとする。

第 30 条 (廃棄)

本学は、次に掲げる方法に従って、それぞれ保有する個人情報を廃棄するものとする。

- (1) 個人情報が記載された書面を廃棄する場合は、シュレッダー等にかけてその内容を読みとることができない状態にした上で、廃棄物処理業者にその廃棄を委託するなど、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 個人情報が記録されたコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、記録された個人情報を完全に消去するか、当該コンピュータ等を物理的に破壊する。

第 5 章 研究活動に関する特則

第 31 条 (学術研究の用に供する目的)

- 1 本学又は本学に属する教職員が、個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う場合には、本規程は適用されないものとする。

- 2 前項の場合であっても、本学又は本学に属する教職員は、個人の人格尊重の理念に基づき適正と考えられる方法で、個人情報を取り扱わなければならない。

第6章 その他

第32条（細則等）

本規程の運用ならびに個人情報保護にかかわる業務を円滑に行うために必要な細則は、別に定める。

第33条（処分）

教職員は、その職務を遂行するに当たり、本規程に定められた本学の背負う義務として担う処理を誠実に遂行しなければならない。本規程に違反した教職員に対して、労働契約その他本学が定める規則に定めるところに従い、懲戒処分を行う。

第34条（規程の改廃）

本規程の改廃は、プログラムディレクターが行う。

附 則（平成27年9月1日）

本規程は、平成27年9月1日から施行する。